

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	
補助事業の目的	新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関に対して、空床確保のための支援などを行うことにより、患者受入体制を整備する。	
補助事業の対象となる者	県が指定した重点医療機関	
補助事業の対象となる経費	県が指定した重点医療機関の空床確保及び専用病棟化のために休床とした病床に必要な経費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱による）	
補助率	10 / 10	
補助金の額	補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。 次の表に定める基準額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。	
	1 区分	2 基準額
	空床確保及び休床に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ○重点医療機関である特定機能病院等 <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 ICU 病床：436,000 円／日 HCU 病床：211,000 円／日 その他の病床：74,000 円／日 ・休止病床の病床確保料 ICU 病床：436,000 円／日 HCU 病床：211,000 円／日 療養病床：16,000 円／日 その他の病床：74,000 円／日 ○重点医療機関である一般病院 <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 ICU 病床：301,000 円／日 HCU 病床：211,000 円／日 その他の病床：71,000 円／日 ・休止病床の病床確保料 ICU 病床：301,000 円／日 HCU 病床：211,000 円／日 療養病床：16,000 円／日 その他の病床：71,000 円／日 <p>※特定機能病院等とは、特定機能病院及び体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関</p> <p>※空床日数は、4月以降に県の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者の受入を行うために病床を確保した日数とする。</p>
適用除外する条項	—	
その他の事項	令和3年4月1日以降に実施したものに限る。	

別に定める事項

関係書類	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 所要額調書 (別紙 (1)) 2 事業計画書 (別紙 (2)) 3 支出予定額内訳 (別紙 (3))
	(指定期日) 別に指定する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第 3 条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) —
第 1 1 条	(添付書類) 1 所要額精算書 (別紙 (4)) 2 事業実績書 (別紙 (5)) 3 実支出額内訳 (別紙 (6))
	(指定期日) 事業完了後 3 0 日以内又は事業完了年度の翌年度の 4 月 1 0 日のい ずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) —